

# 別紙 4

○環境省告示第七十七号

大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省通商産業省令第一号）第十六条の十一第一項第三号の規定

に基づき、特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物を次のように定め、令和四年四月一日から適用する。

令和二年十月七日

環境大臣 小泉進次郎

特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物

大気汚染防止法施行規則第十六条の十一第一項第三号に規定する特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 反応槽
- 二 加熱炉
- 三 ボイラー及び圧力容器
- 四 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）
- 五 焼却設備
- 六 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。）
- 七 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）
- 八 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）
- 九 変電設備

- 十 配電設備
- 十一 送電設備（ケーブルを含む。）
- 十二 トンネルの天井板
- 十三 プラットホームの上家
- 十四 遮音壁
- 十五 軽量盛土保護パネル
- 十六 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板